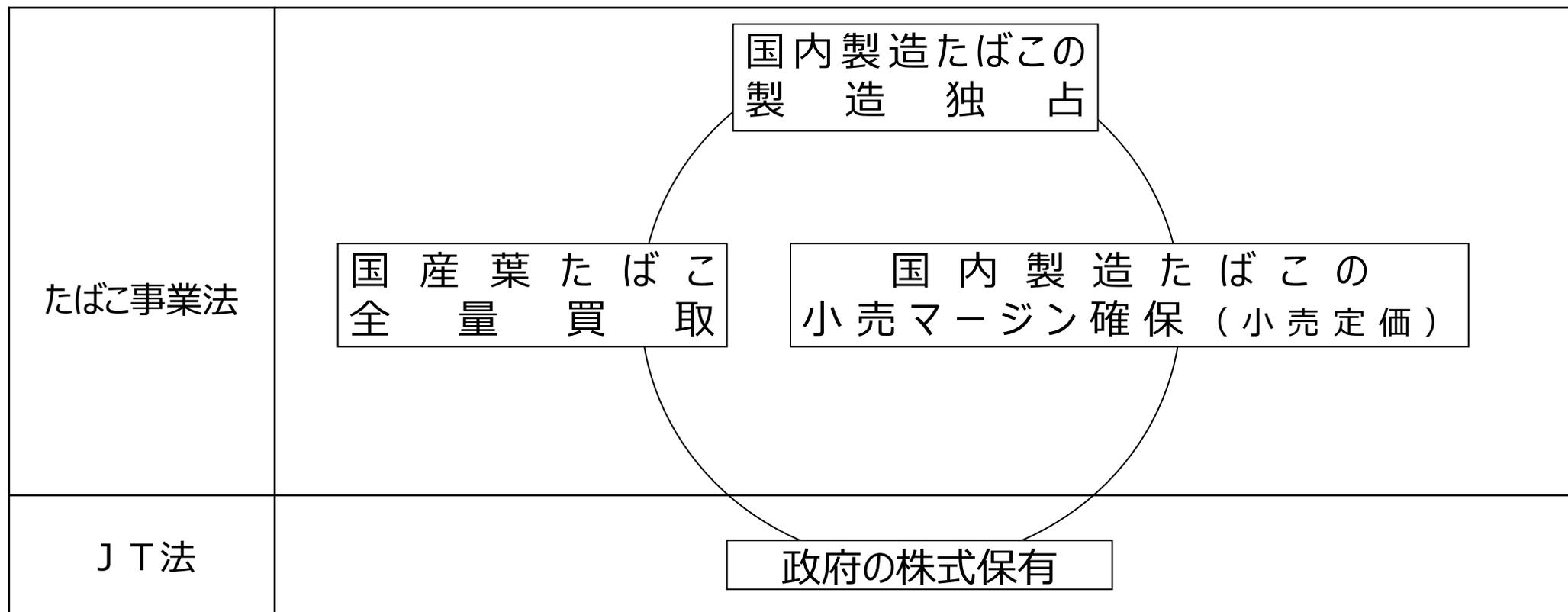


# たばこ・塩を巡る最近の諸情勢について

令和5年4月27日  
財務省理財局

# たばこ事業法制の全体像

- たばこ事業法第1条において、「この法律は、…（略）…我が国たばこ産業の健全な発展を図り、もって財政収入の安定的確保及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。」と規定されている。
- この政策目的を達成するため、JTをJT法に基づく特殊会社とし、**政府の株式保有義務**を規定。また、たばこ事業法制の下で、JTに**国産葉たばこ全量買取**を実質的に義務付けるとともに、**国内製造たばこの製造独占権**を付与。
- さらに、製造独占の弊害を防止し、小売店の経営を安定させるため、**小売定価の認可制**を定めている。



# たばこ事業の全体像

- 我が国のたばこ事業は、専売制度改革時（昭和60年）に制定された「たばこ事業法」に基づき、各種の制度により規制。
  - ・ **国内製造** J T（日本たばこ産業株式会社）に「国産葉たばこの全量買取契約」を求める一方で「国内製造独占権」を付与
  - ・ **輸入・流通** 輸入業者（特定販売業者）、卸売業者の登録制
  - ・ **販売** 小売販売業の許可制（距離制限を含む）等
- これらの規制の下、J Tが国産葉たばこ等を使用して製造した国産たばこと、輸入業者が輸入した輸入たばこを小売販売店で販売。

## 日本におけるたばこ産業の概観

葉たばこ生産

葉たばこ耕作者 2,292戸  
耕作面積 3,602ha  
生産額 173億円  
生産高 8,782t（令和4年度）

輸入葉たばこ  
2.7万t

（令和4年度）※ ※令和5年3月分未計上

J Tによる葉たばこ全量買取・製造独占

製造

【国産品】（紙巻、加熱式等）

J T（例）令和3年度紙巻たばこ販売数量  
553億本（シェア 59.0%）

【輸入品】（紙巻、加熱式等）

輸入たばこ（例）令和3年度紙巻たばこ販売数量  
384億本（シェア 41.0%）

流通

特定販売業者（輸入業者）335者 <登録制>  
（令和3年度末）

卸売業者 546者（令和3年度末） <登録制>

小売

小売販売店 229,105店（令和3年度末） <許可制>

# 製造たばことは

- 製造たばことは、たばこ事業法（第2条第3号）において以下と定義。  
「葉たばこを原料の全部又は一部とし、喫煙用、かみ用又はかき用に供し得る状態に製造されたもの」

## 製造たばこ

### 喫煙用の製造たばこ

### かみ用の製造たばこ



噛みたばこ  
たばこの葉を含む混合物を、噛むことにより香味を楽しむ。最も古いたばこの楽しみ方

<銘柄例>  
Tulsi 00 10g : 500円

### かき用の製造たばこ



乾燥した葉たばこ粉末を鼻から吸引（鼻孔用）  
湿った葉たばこをティバッグ状にし、上唇と歯茎の間につけて楽しむ（口腔用）  
カートリッジ内の葉たばこの香りを吸引して楽しむ

<銘柄例>  
ゼロスタイル・スヌース 6.1g : 500円

### 紙巻たばこ



<銘柄例>  
メヴイス : 580円  
マルセル : 600円  
ケト : 520円

### 葉巻たばこ



<銘柄例>  
コイバ・オブ・スズ : 9,000円  
ダビッド・ノ.2 : 3,800円  
カブ 460 コネカット : 1,500円  
(いずれも一本当たり)

### パイプたばこ



<銘柄例>  
ピーターズ 50g : 2,600円  
キャメル(手巻き) 25g : 770円  
AL Fakher 50g : 1,350円

### 加熱式たばこ



<銘柄例>  
メヴイス・プルム・イクス : 500円  
テリア : 580円  
ネオ・スティック・glo hyper : 540円

### 刻みたばこ

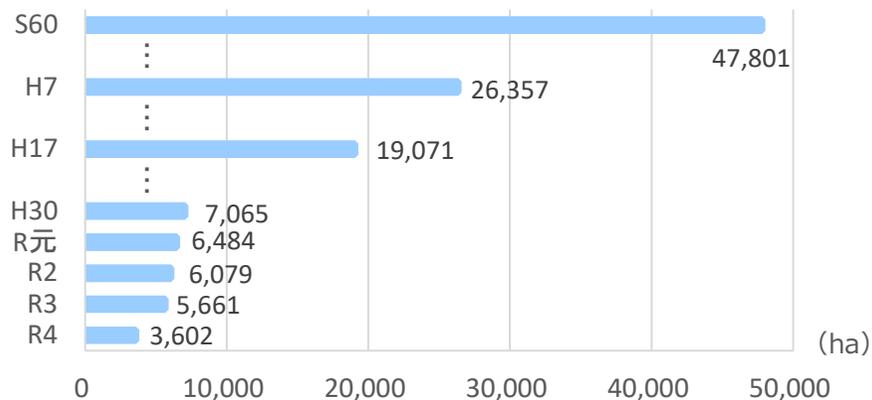


<銘柄例>  
こいき 10g : 600円  
松風 30g : 830円

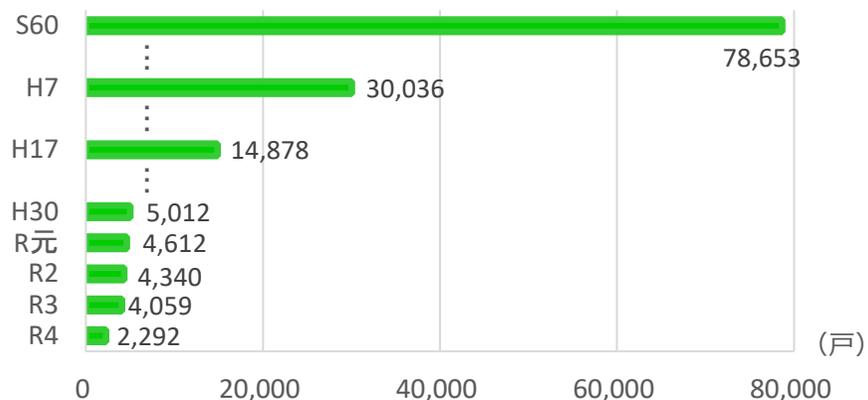
# 葉たばこ農家の作付面積、戸数等の推移

- 葉たばこ農家の作付面積、農家戸数、生産額については、いずれも減少傾向が継続。
- 一戸当たり生産額は、生産の効率化等により、増加傾向が継続していたものの、近年はほぼ横ばい。

作付面積

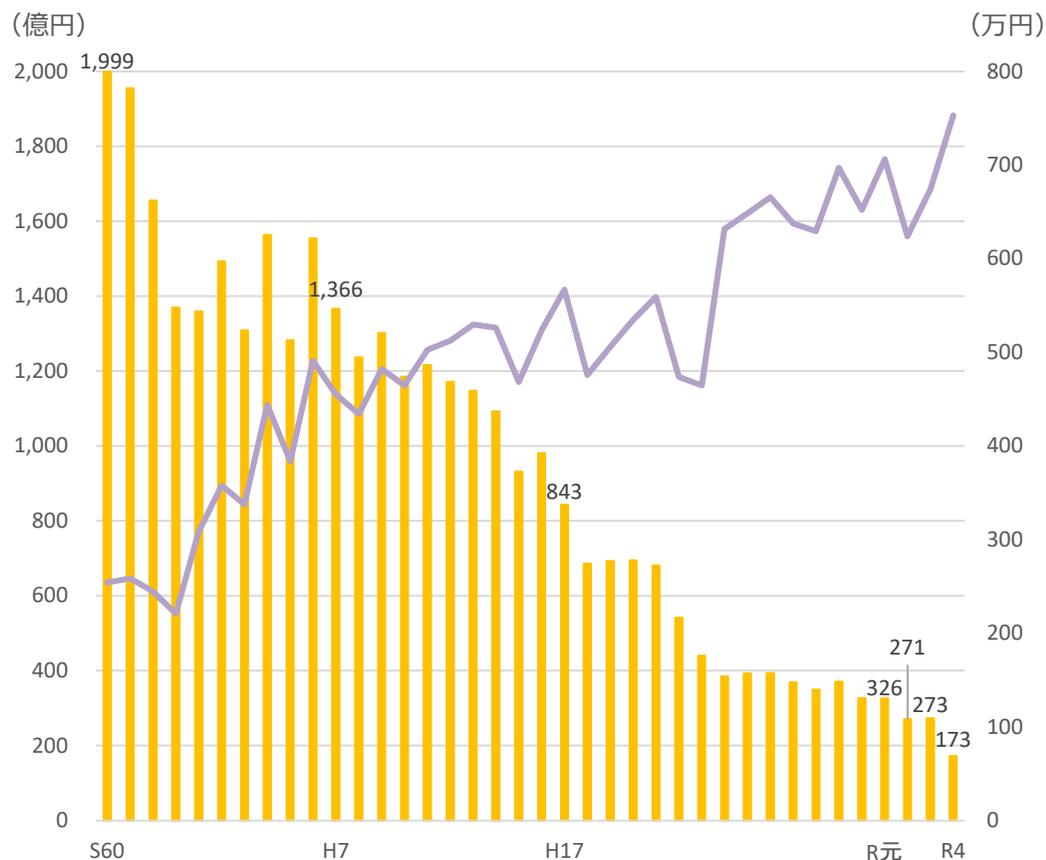


農家戸数



(注) 全国たばこ耕作組合中央会資料をもとに作成。

生産額・一戸当たり生産額



# 日本たばこ産業株式会社（JT）について

- たばこ事業法に基づき、我が国における「製造たばこ」の製造はJTが独占。
- JTは、たばこ事業法及びJT法に基づき事業を実施。政府は、JT法に基づき、発行済株式総数の1/3超を保有。
- JTの約2.6兆円の売上収益のうち、たばこ事業が約9割を占める。

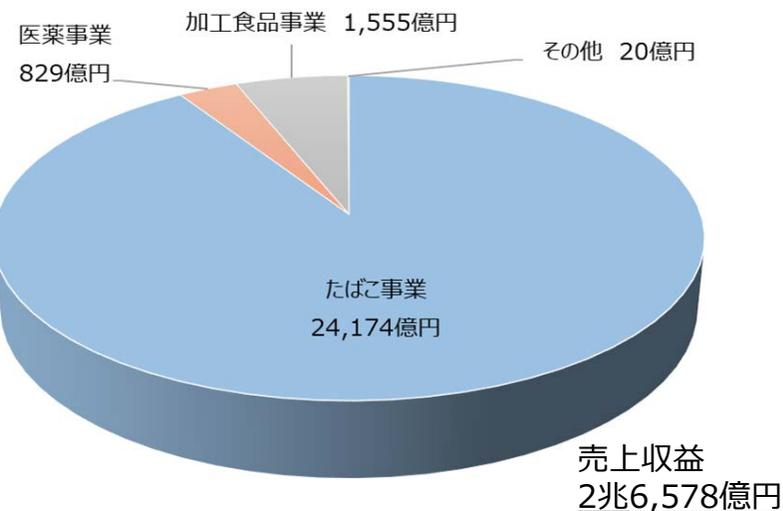
## 日本たばこ産業株式会社（JT）の概要

- ◇ 根拠法：日本たばこ産業株式会社法（昭和59年法律第69号）
- ◇ 設立年月日：昭和60年4月1日  
（日本専売公社の設立は昭和24年6月1日）
- ◇ 資本金：1,000億円
- ◇ 発行済株式総数：20億株
- ◇ 代表取締役社長：寺畠 正道

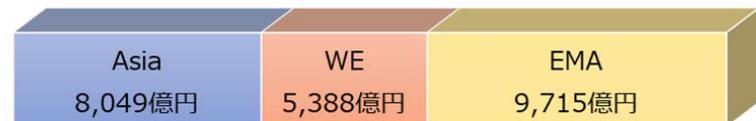
## JTに関する主な規制

- ◇ たばこ事業法
  - ・ 国産葉たばこの全量買取契約
  - ・ 製造独占 等
- ◇ 日本たばこ産業株式会社法（JT法）
  - ・ 政府による株式保有義務（発行済株式総数の1/3超）
  - ・ 事業の範囲を製造たばこの製造、附帯事業、目的達成事業に限定
  - ・ 財務大臣の認可事項
    - 取締役等の選任等の決議
    - 定款の変更、剰余金の処分等の決議
    - 事業計画の策定・変更 等

## JTの事業構成（令和4年度）



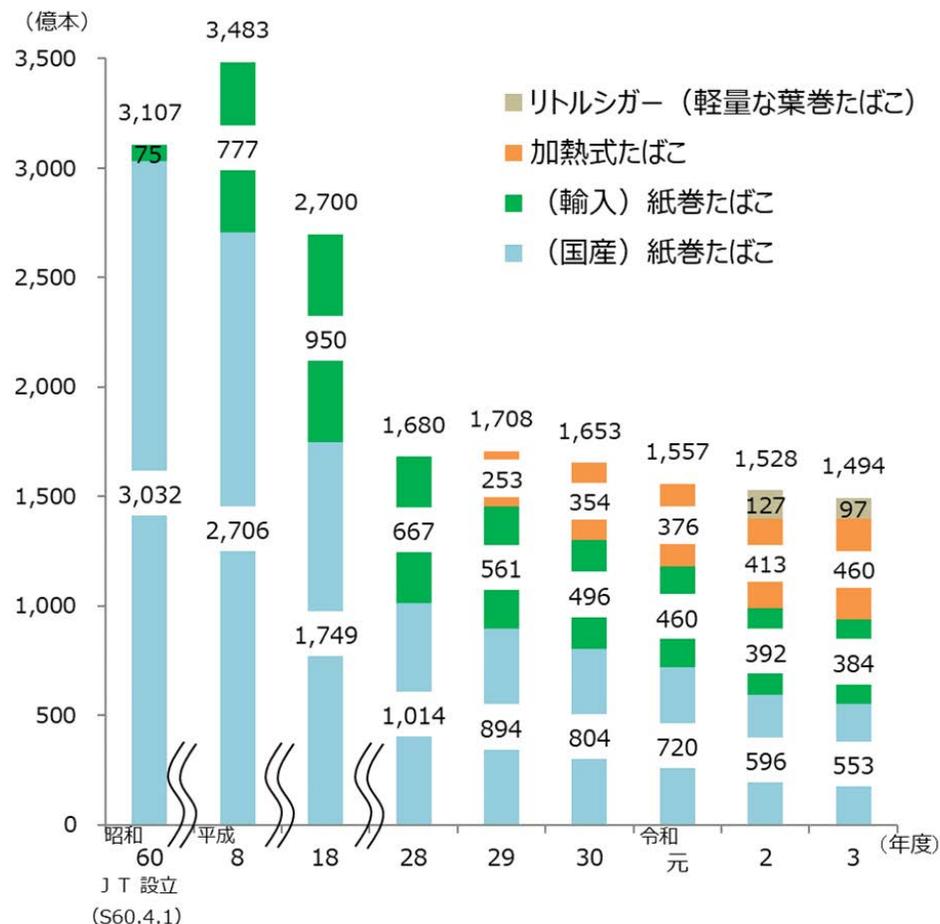
## （参考）自社たばこ製品売上収益 クラスター別



- Asia（台湾・日本・フィリピン等）
- WE：Western Europe（イタリア・英国・スペイン等）
- EMA：Eastern Europe, MENEAT, Americas（トルコ・ルーマニア・ロシア等）

# 製造たばこ（紙巻・加熱式等）の販売数量の推移と主な銘柄の価格

- 紙巻たばこの販売数量は平成8年をピークに減少傾向が続いており、近年においては、加熱式たばこ・リトルシガーを加えると概ね横ばいで推移。
- 製造たばこの小売定価は、たばこ事業法に基づき、財務大臣が認可。



社名	主な銘柄の価格
日本たばこ産業株式会社 (JT)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● メビウス：580円</li> <li>● セブンスター、ピース：600円</li> <li>● ウINSTON：530円</li> <li>● メビウス・プルーム・テック（加熱式）：580円</li> <li>● メビウス・プルーム・エックス（加熱式）：500円</li> </ul>
フィリップ モリス ジャパン合同会社 (PMJ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● マールボロ：600円</li> <li>● ラーク：540円</li> <li>● パーラメント100ボックス：620円</li> <li>● テリア（加熱式）：580円</li> <li>● センティア（加熱式）：530円</li> </ul>
ブリティッシュ・アメリカン・タバコ・ジャパン合同会社 (BATJ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ケント：520円</li> <li>● クール：580円</li> <li>● ラッキー・ストライク：600円</li> <li>● ネオ・スティック・glo hyper（加熱式）：540円</li> <li>● ケント・ネオスティック・glo hyper（加熱式）：500円</li> </ul>

(注1) 令和5年4月27日現在

(注2) 主な銘柄の価格は、製品群ごとの例であり、製品群内の銘柄によっては、上記と異なる価格も存在する。

(注1) 一般社団法人日本たばこ協会資料をもとに作成。平成29年度～令和元年度の加熱式たばこの販売数量については財務省調べ。

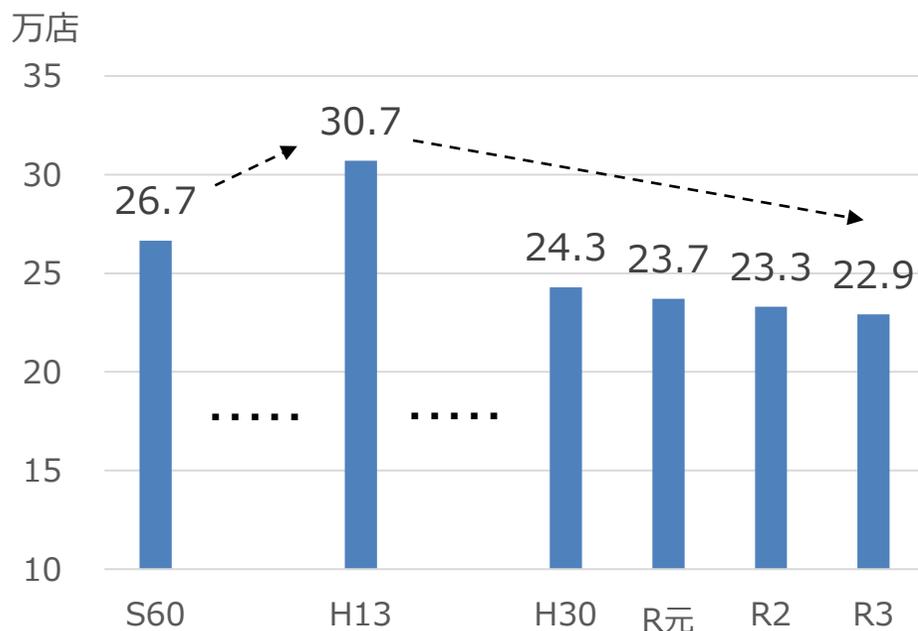
(注2) リトルシガー（軽量な葉巻たばこ）は、一般社団法人日本たばこ協会より令和2年度から集計・公表を開始。

(参考) 令和3年度における紙巻たばこ、加熱式たばこ及びリトルシガーの販売に占める加熱式たばこのシェアは、約31%（推計値）。

# たばこ小売店数の推移等について

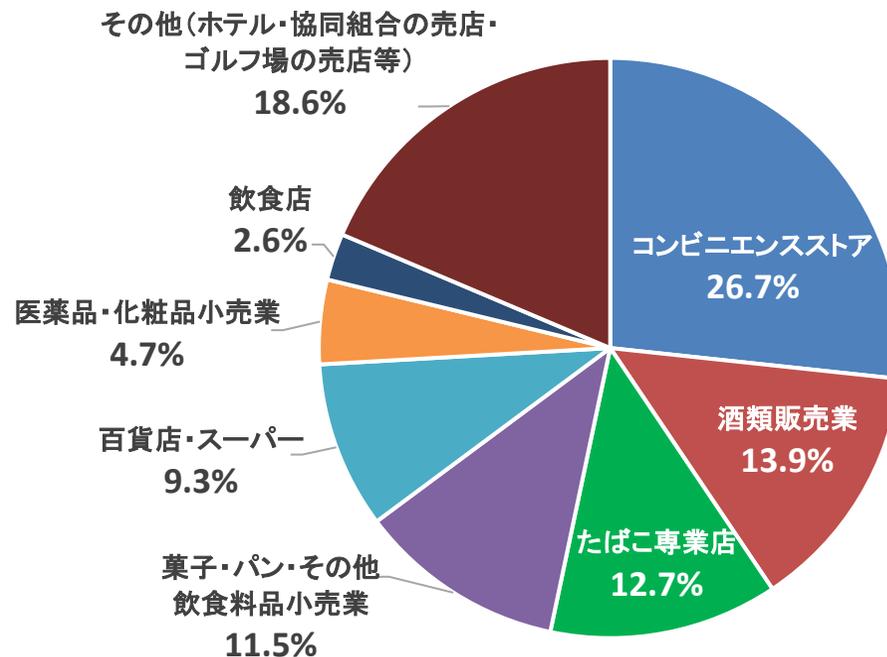
- 近年の小売店数は、廃業店数が新規店数を上回って推移していることから、減少傾向が継続。  
 (注) 廃業件数は、廃止届出書の提出があった件数のほか、許可取消件数、許可期間満了件数を含む。  
 (参考) たばこ事業法により、小売販売業を行う場合には、営業所ごとに財務大臣の許可を受けることが必要。  
 その際、最寄りの既設営業所（小売店）との距離が一定（地域等に応じ、25m～300m）に達していること等が必要。
- 営業形態は、コンビニの割合が26.7%と最も高く、次いで酒類販売業が13.9%、たばこ専門店が12.7%。

たばこ小売店数の推移



(注) 小売店数は、各年度末現在。

営業形態の構成比率



(注) 令和元年度たばこ小売販売業調査  
 全国（沖縄除く）のたばこ小売店の中から無作為抽出により  
 4,500店を調査対象とし、2,575店から回答を得たもの。

# たばこ販売に係る年齢識別について

- 二十歳未満の者の喫煙の禁止に関する法律第4条では、たばこの販売者に対して、二十歳未満の者の喫煙防止のため、「年齢確認その他の必要な措置を講じること」とされており、また、同法第5条では、二十歳未満の者の自用に供するものを販売者が知って販売した場合の罰則が規定されていることから、たばこの販売の際には年齢確認の実施が必要となっている（セルフレジ等の省人化店舗であっても、デジタル技術を活用した方法により年齢確認を実施している）。
- たばこを自動販売機で販売する場合も、「年齢識別装置を装備したたばこ自動販売機」に該当するものとして定価等部会で判定（事実認定）を受けた自動販売機により、年齢確認が実施されている。
- 令和3年4月の定価等部会にて、運転免許証・マイナンバーカード方式も年齢識別装置として判定を受けている。
- タスポカード方式については、現在使用している通信回線サービス終了時期（令和8年3月末）をもって、事業を終了することとしており、その後は、運転免許証・マイナンバーカード方式による年齢識別が中心になると想定される。

## 「年齢識別装置を装備したたばこ自動販売機」に該当すると判定したたばこ自動販売機・年齢識別装置の機種一覧

開発会社又は運営主体	年齢識別方式	
全国たばこ販売協同組合連合会	I Cカード（タスポカード）方式	
株式会社松村エンジニアリング	運転免許証方式	
	運転免許証・マイナンバーカード方式	

（注1） I Cカード（タスポカード）方式については、令和5年4月に運営主体を変更。変更前の運営主体は、一般社団法人日本たばこ協会。

（注2） 上記のほか、顔認証方式（株式会社竹田商事（旧：株式会社フジタカ））の自動販売機についても判定したが、同社の清算に伴い取り下げられ、平成27年12月22日までに設置された自動販売機のみ「年齢識別装置を装備したたばこ自動販売機」に該当するものとして取り扱うこととしている。

# 注意文言表示規制及び広告規制について

- たばこ事業法においては、製造たばこの消費と健康等の観点から以下を規制。
  - ・ J Tや輸入業者に対し、喫煙と健康の関係に関する注意文言のパッケージへの表示を義務付ける（注意文言表示規制）。
  - ・ 広告を行う者に対し、20歳未満の者の喫煙防止や健康との関係に配慮するとともに、過度な広告とならないよう求める。併せて、広告を行う際の指針を示す（広告規制）。

## 注意文言表示規制

- ・ 喫煙が本人と周囲の者の健康にリスクがあることを踏まえ、個人が自己責任において喫煙を選択するか否か判断できるように喫煙と健康に関する適切な情報を提供。

(表面)

(裏面)

TOBACCO	TOBACCO LIGHTS	TOBACCO
望まない受動喫煙が生じないよう、屋外や家庭でも周囲の状況に配慮することが、健康増進法上、義務付けられています。	望まない受動喫煙が生じないよう、屋外や家庭でも周囲の状況に配慮することが、健康増進法上、義務付けられています。 <small>「LIGHTS」の表現は、健康への悪影響が他製品より小さいことを意味するものではありません。</small>	20歳未満の者の喫煙は、法律で禁じられています。 喫煙は、様々な疾病になる危険性を高め、あなたの健康寿命を短くするおそれがあります。ニコチンには依存性があります。

- ◆ 表示面積は主要面の50%。
- ◆ 「他者への影響」に関する注意文言を表面に、「20歳未満の者の喫煙防止」等に関する注意文言を裏面に表示。

## 広告規制

### 広告指針

- ・ 広告の内容や媒体等広告方法別に制限が必要な事項について定める（喫煙を促進しない企業活動、マナー広告等は対象外）。
  - ◆ テレビ、ラジオ等における広告は、20歳以上の者のみを対象とすることが技術的に可能な場合を除き、行わない。
  - ◆ 新聞、雑誌等における広告は、主に20歳以上の読者を対象としたものに限定。
  - ◆ 広告中に、パッケージに表示する注意文言と同様の「20歳未満の者の喫煙防止」「他者への影響」「喫煙者本人への影響」に関する注意文言を表示。

### 業界自主規準

- ・ たばこ事業者で組織する（一社）日本たばこ協会において、広告指針を上回る自主的な制限に係る規準を定める。
  - ◆ テレビ、ラジオ等での製品広告は行わない。
  - ◆ 新聞、雑誌等については、統計調査で読者の90%以上が20歳以上の者であるとの結果が得られているものに限定。
  - ◆ テレビで行うマナー広告について、特定のたばこ製品等のブランドを想起させる内容を含まない、たばこをふかした描写等を用いない等規制。

# 国際規制の動向について

たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約

WHO Framework Convention on Tobacco Control : FCTC



- たばこの健康に対する悪影響を減らして人々の健康の改善を目指し、各国の実情を踏まえ、たばこに関する広告、包装の形容的表示等の規制について規定。
- 2003年5月、WHO総会で条約採択。日本は2004年6月に条約締結、その他英、仏、独、加、豪、中等182か国が締結。
- 2005年、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約（FCTC）発効、以後2年おきに締約国会議（COP）を開催。

## 条約のポイント

締約国は、以下に定める措置をとる。

- (1) たばこの需要を減少させるための価格及び課税に関する措置
- (2) 公共の場所でのたばこの煙にさらされることからの保護を定める措置
- (3) たばこ製品の含有物（情報開示を含む）に関する措置
- (4) たばこ製品の包装及びラベルに関する措置
- (5) たばこの広告、販売促進及び後援を禁止又は制限するための措置
- (6) たばこ製品のあらゆる形態の不法取引をなくすための措置
- (7) 未成年者に対するたばこ販売を禁止するための措置

## 実績及び今後の予定

- これまでに締約国会議を計9回開催し、各分野における議定書及びガイドラインを策定。
- 2021年11月、第9回締約国会議（COP9）開催。  
コロナ禍のためオンラインで開催。条約の履行に関する実質的議論や決定は2023年にパナマで開催予定のCOP10で行うこととし、今回は情報提供を目的とした報告と各国からのコメントが述べられるに留まった。
- 第10回会合が、2023年11月にパナマにて開催予定。  
※条約の履行に関する実質的議論や決定が行われる予定
- 第10回会合以降、以下の論点について議論の可能性あり。
  - ✓ 国境を越える（ソーシャルメディア等上の）たばこの広告、販売促進及び後援に係るガイドライン
  - ✓ たばこの含有物及び情報公開に関する履行状況
  - ✓ 新興たばこ（加熱式たばこ・電子たばこ）等

## COP9の主な内容

- **新興たばこ製品（加熱式たばこ・電子たばこ）**について、実質的議論はCOP10にて行うとしたが、加熱式たばこにも適切に規制をかけるべきであるという意見が聞かれた。  
(発言例)
  - ✓ 加熱式たばこについて、低有害・禁煙目的と謳われて販売されていて誤解を生じるため、しかるべく規制すべき。
  - ✓ 規制を検討するに当たっては、科学的見地に基づく必要。
- **第9条・10条（たばこ製品の含有物・情報開示）の履行にかかるレポート報告**について、レポート作成にあたったワーキンググループと専門家部会の任期をCOP10まで延長。

# 健康増進法の一部改正について

- 令和2年4月1日より、改正健康増進法が全面施行。
- 望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止。喫煙可能な設備を持った施設には、指定された標識の掲示が義務付け。

## 対象施設の類型及び対象標識

### 第一種施設

敷地内禁煙・・・学校、病院、児童福祉施設、行政機関の庁舎等  
※屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙設備を設置することができる。（特定屋外喫煙場所：図）



### 第二種施設

原則屋内禁煙・・・第一種施設及び喫煙目的施設以外の多数の者が利用する施設（事務所、工場、ホテル、飲食店等）  
※経営判断により、「喫煙専用室（左図）」（喫煙のみ可）、  
「加熱式たばこ専用喫煙室（右図）」（飲食等も可）の設置が可能。



### 喫煙目的施設

喫煙可・・・たばこの対面販売をしている等の一定の条件を満たしたバーやスナック等（図）、たばこ販売店、公衆喫煙所。



### （経過措置）

既存の経営規模の小さな飲食店については、経過措置として、喫煙可能な場所である旨を掲示（図）することにより、店内で喫煙可能。（個人又は中小企業が経営/客席面積100㎡以下）



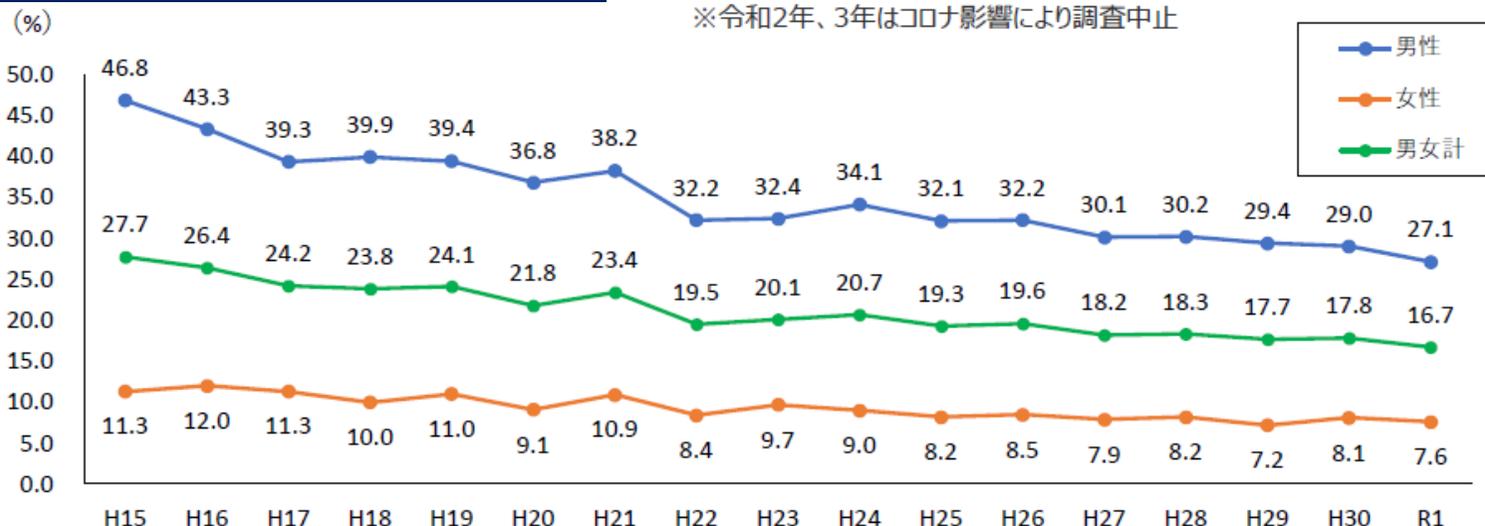
- 法律の施行後5年を経過した場合において、改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じることとしている。

# 喫煙者率について

○ 我が国における喫煙者率は減少を続け、その水準は他の先進国並み。

## 国内喫煙者率の推移

(出典：国民健康・栄養調査 ※男女計が公表されているH15年から掲載)  
※令和2年、3年はコロナ影響により調査中止



## 諸外国の喫煙者率

(出典：Euromonitor)

紙巻 (%)	2021		
	男女計	男女計	
		男性	女性
ロシア	29.4	39.3	21.3
フランス	25.1	28.9	21.1
ドイツ	21.4	24.0	18.9
イタリア	19.8	24.0	15.9
日本	11.5	18.2	5.2
カナダ	14.3	16.6	12.1
UK	13.3	14.9	11.8
米国	12.8	14.8	11.0

加熱式 (%)	2021		
	男女計	男女計	
		男性	女性
ロシア	4.4	5.3	3.7
フランス	0.6	0.7	0.5
ドイツ	0.3	0.4	0.2
イタリア	2.2	2.5	2.0
日本	5.3	8.5	2.3
カナダ	2.8	3.0	2.6
UK	0.2	0.2	0.2
米国	0.0	0.0	0.0

## <最近のトピック> 葉巻たばこを巡る事情について

- 近年、我が国において一部の葉巻たばこ（キューバ産のプレミアムシガー等）の入手が困難となっている。

### 我が国の葉巻たばこ（主にプレミアムシガー）の市場への考察

#### 【1. 我が国の葉巻たばこ市場の構造】

- 我が国国内では葉巻たばこ（プレミアムシガー）は生産されておらず、**専ら輸入**されている状況。
- この際、輸入業者（たばこ事業法上の特定販売業者）は、
  - ① 現地製造メーカーの正規代理店となるか、
  - ② 自ら現地に赴き、現地の小売販売業者から購入して、日本に輸入すること等により国内販売を行っており、**同一の葉巻たばこ品目が、複数の事業者により取り扱われている**ことがある。（紙巻たばこや加熱式たばこは、1つの品目を取り扱う事業者は通常1者）

#### 【2. 葉巻たばこの需給状況】

- 現在、主要生産国であるキューバからの供給量の減少や、特にアジア圏での需要の高まりにより、一部の葉巻たばこはそもそも世界的なレベルで**入手困難化**し、その**価格も高騰の一途**を辿っている（国際的には、高級ワインや高級ウイスキーと同様、オークションで取引される葉巻たばこも存在）。
- **現行の小売定価制の下では、複数の事業者が取り扱う品目であっても1つの定価のみ設定**されることとなるため、**必ずしも事業者ごとの希望する小売定価が設定できるとは限らない**といった事情がある。
- 事業者によっては、高値であれば独自のルートで入手が可能となる場合もあるが、**設定された小売定価では利益が出ないため、定価変更認可申請自体を断念**し、そもそも当該品目の**輸入を断念**するケースもある。このため、一部の事業者からは、高騰した仕入価格に応じた定価を柔軟に設定できないか相談がある。
- また、葉巻たばこの種類が多く、卸値や為替の影響で輸入価格の変動が大きい中、事業者が定価の変更を求める際の**手続が煩雑であり、負担**になっている実情がある。

# <最近のトピック> 葉巻たばこを巡る事情について（参考①）

## 葉巻たばこの種類

- 葉巻たばこについては、一般に、大きく、プレミアムシガー（人の手で巻かれ、温度・湿度管理に注意を要するもの）とドライシガー（機械で巻かれ、常温で保存できるもの）の2種類に分類。
- ドライシガーの中でも、紙巻たばこと似た形態の葉巻はリトルシガーと呼ばれている。

## 葉巻たばこ

### プレミアムシガー

（人の手で巻かれ、風味を保つためには、一定の温度及び湿度の管理を要する）



- コーバ ベイケ BHK 56 28,000円（キューバ）
  - コーバ・ロブストス 9,000円（キューバ）
  - パルタガス・セリーディ・No.4 4,000円（キューバ）
  - ダビドフ NO.2 3,800円（ドミニカ共和国）
  - toki ロブスト 2,000円（ドミニカ共和国）
  - グリフィン ロブスト チュボス 1,950円（ドミニカ共和国）
  - プラセンシア オリジナル ロブスト 1,850円（ニカラグア）
- ※価格はいずれも1本当たり

### ドライシガー

（機械で巻かれ、乾燥しており、常温で保存が可能）

### ドライシガー



- ダビドフ デミタス 420円（ドイツ）
  - ハンデルスゴールド・ブラック・ウッドチップ 170円（ドイツ）
- ※価格はいずれも1本当たり

### リトルシガー



- エコー・シガー 500円（日本）
- ※20本入り

主にシガーバー、葉巻たばこ専門店で取扱い

紙巻たばこ同様、通常の小売販売店（コンビニ、スーパー、街のたばこ販売店等）で取扱い

# <最近のトピック> 葉巻たばこを巡る事情について（参考②）

## 葉巻たばこ（主にプレミアムシガー）の市場の状況

### 1. 主なプレミアムシガー生産国からの我が国の葉巻たばこの輸入量

- 近年、プレミアムシガーの最大の輸入国であったキューバからの輸入が著しく減少

生産国名	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
キューバ	9,892 kg	10,084 kg	9,451 kg	10,301 kg	3,706 kg	6,157 kg
ドミニカ共和国	6,112 kg	8,340 kg	14,141 kg	5,686 kg	16,620 kg	20,771 kg
ニカラグア	676 kg	915 kg	733 kg	1,270 kg	1,082 kg	2,460 kg
ホンジュラス	575 kg	569 kg	622 kg	695 kg	958 kg	1,314 kg

（出典：財務省貿易統計）

### 2. キューバ産葉巻等の値上がり状況（日本への輸入価格）

- キューバ産葉巻の輸入価格は、ここ3年間で銘柄によっては年平均2割以上、中には対前年比80%値上がりしたものもある。  
（円ベース）

銘柄（生産国）	2022年（対前年比）	2023年（対前年比）	2021年比較増加率
銘柄A （キューバ産）	+41.4%	+4.8%	+48.2%
銘柄B （キューバ産）	+84.3%	+45.6%	+168.3%
銘柄C （キューバ産）	+35.3%	+11.6%	+51.0%
銘柄D （キューバ産）	+35.3%	+11.6%	+51.0%
銘柄E （ドミニカ共和国産）	+42.2%	-	+42.2%
銘柄F （ニカラグア産）	+74.0%	-	+74.0%

（出典：財務省調べ）

（注）紙巻たばこについては、2021年10月のたばこ税率引上げ以降、定価変更したものは無い

## <最近のトピック> 葉巻たばこを巡る事情について（参考③）

現行の小売定価制度とは（葉巻たばこ以外も同じ）

- 小売販売業者、特に零細事業者を廉売競争から保護し、ひいては財政収入としてのたばこ税を確保するため、たばこ事業関係法令においては、「当分の間」の暫定措置として、一品目につき全国いずれの事業者においても一価が定まる制度が設けられている。
- 具体的には、J T 又は輸入業者が製造たばこの販売をする場合においては、**業者ごと及びその品目ごとに1つの小売定価を定めて財務大臣の認可を受ける**ことが義務付けられている（法律で規定）。
- ここで、申請された小売定価が競合する以下の場合には、それぞれ以下のとおりの取扱いとなる（政令で規定）。
  - ① **2以上の者から同一品目について異なる小売定価で認可申請があった場合**  
→ **いずれか1つの小売定価のみ認可**
  - ② **既存の認可小売定価を維持する者と、変更を希望する者が存在する場合**  
→ **既存の小売定価を維持 or 変更の希望のあった小売定価を認可**（既存の小売定価は失効）
- 上記①又は②の判断をするに当たっては、**各業者に他の業者の小売定価に係る意向を通知するとともに、財政制度等審議会（たばこ事業等分科会に設置された定価等部会）の意見を聴くこととされている。**

# 塩事業の概要

## 塩の重要性

- 塩は、体内でナトリウムイオン（Na<sup>+</sup>）と塩化物イオン（Cl<sup>-</sup>）の状態が存在し、体の機能を保つため、①消化と吸収を助ける、②細胞を保つ、③刺激の伝達といった働きをしており、人間が生きていく上で必要不可欠であり、代替品が存在しない。

## 塩事業制度の変遷

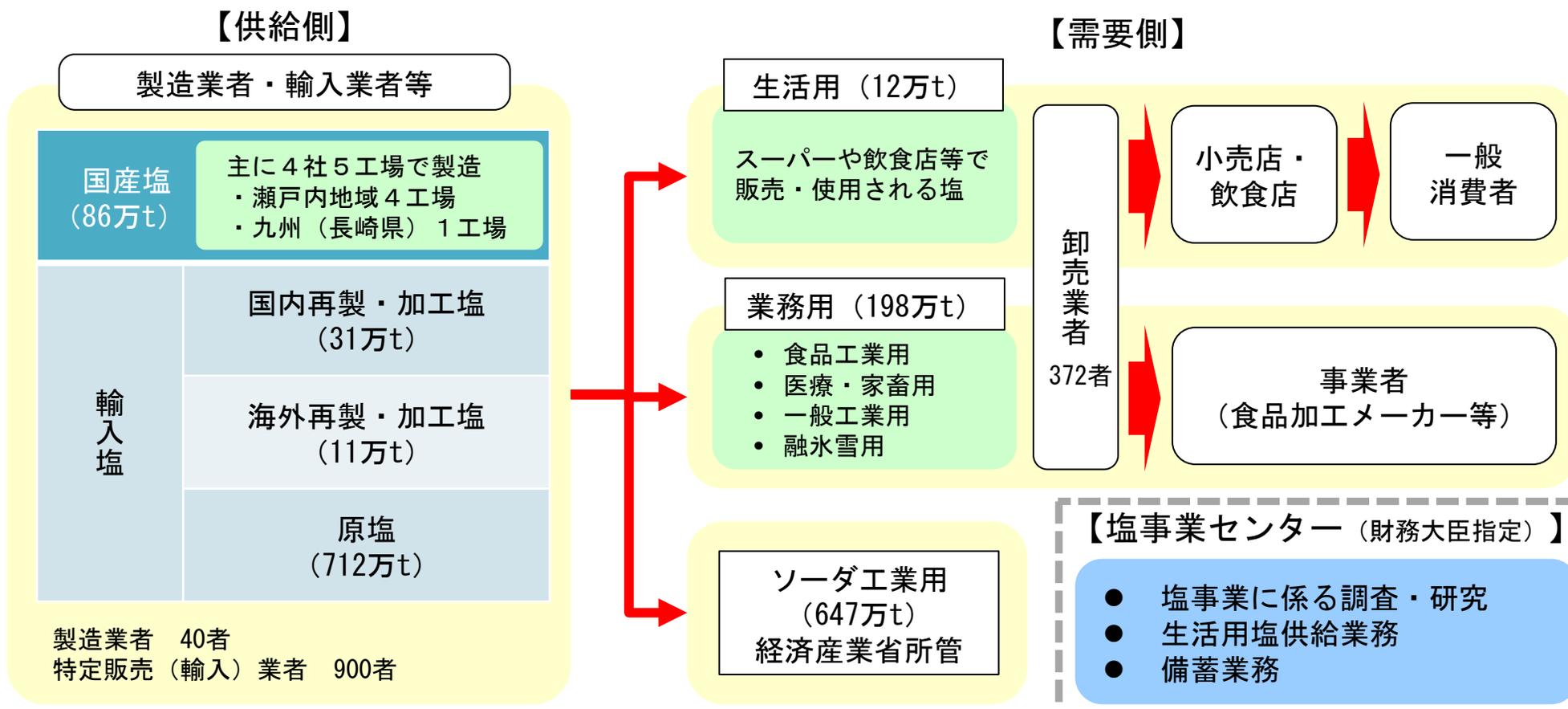
- 塩が生命維持に不可欠な代替性のない生活必需物資であること等の特殊性に鑑み、公益専売として専売制度の対象となっていたもの。
- 平成9年に塩専売制度を廃止し原則自由化された後は、塩事業法に基づき、良質な塩の安定的な供給を確保するため、必要最小限の範囲に限って、公的関与を行うこととされている。
- 具体的には、「塩需給見通し」の策定及び公表、塩の製造、特定販売（輸入）及び卸売の事業に係る登録制度、塩事業センターによる生活用塩の供給等の業務並びに緊急時対策等の必要な措置を講ずることで、良質な塩の安定的な供給の確保と我が国塩産業の健全な発展を図ることとされている。

### <参考>

明治38年（1905年）	塩専売制の導入（財政専売）
大正8年（1919年）	公益専売へ移行
昭和24年（1949年）	専売公社制の導入
昭和60年（1985年）	日本たばこ産業株式会社が発足（塩専売事業を承継）
平成9年（1997年）	塩専売制度の廃止、塩事業法施行
平成14年（2002年）	経過措置期間の終了により、原則自由の市場構造へ移行

# 塩事業の全体像

- 我が国の塩は、海水を濃縮し煮詰めて製造した国産塩と輸入した原塩やそれを再製・加工したもの。
- これらが、生活用や業務用といった各分野に卸売業者等を通じて供給。
- 塩事業センターは、塩事業法に基づき指定され、塩の調査研究や緊急時に備えた備蓄等を実施。



(注1) 数値は令和3年度の実績報告に基づき集計した値

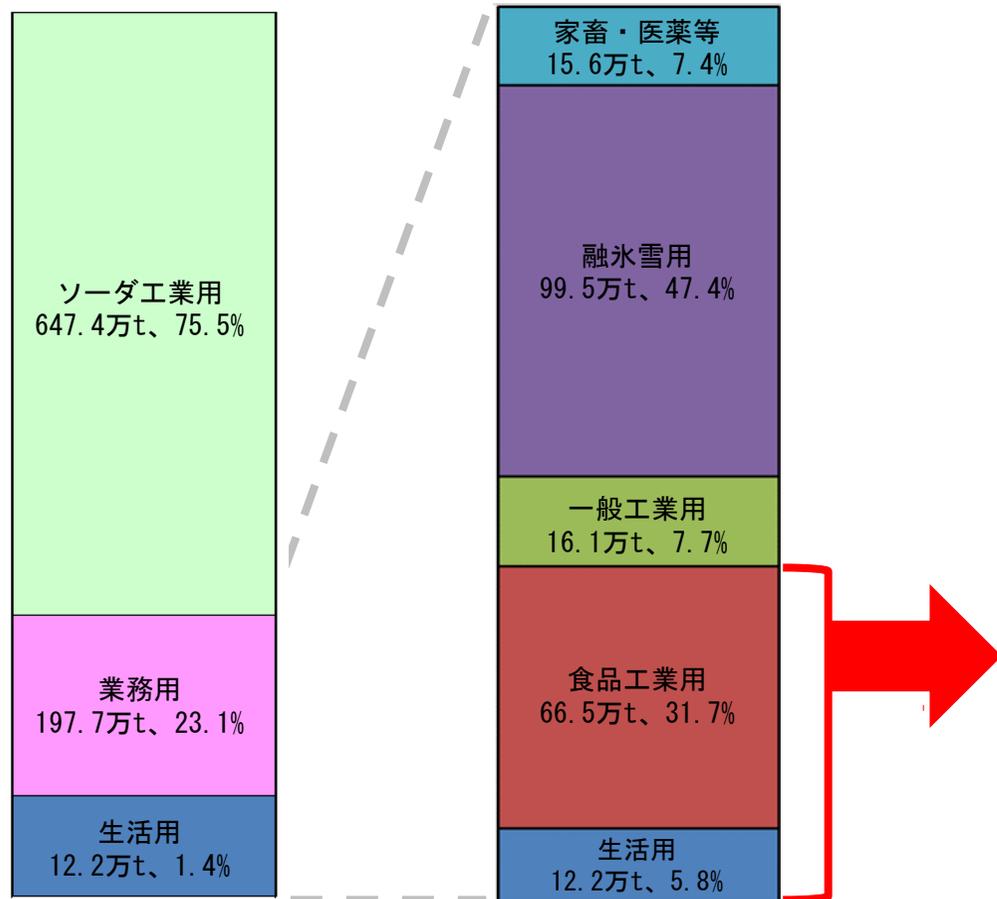
(注2) 各業者数は令和3年度末時点

# 塩の需給状況

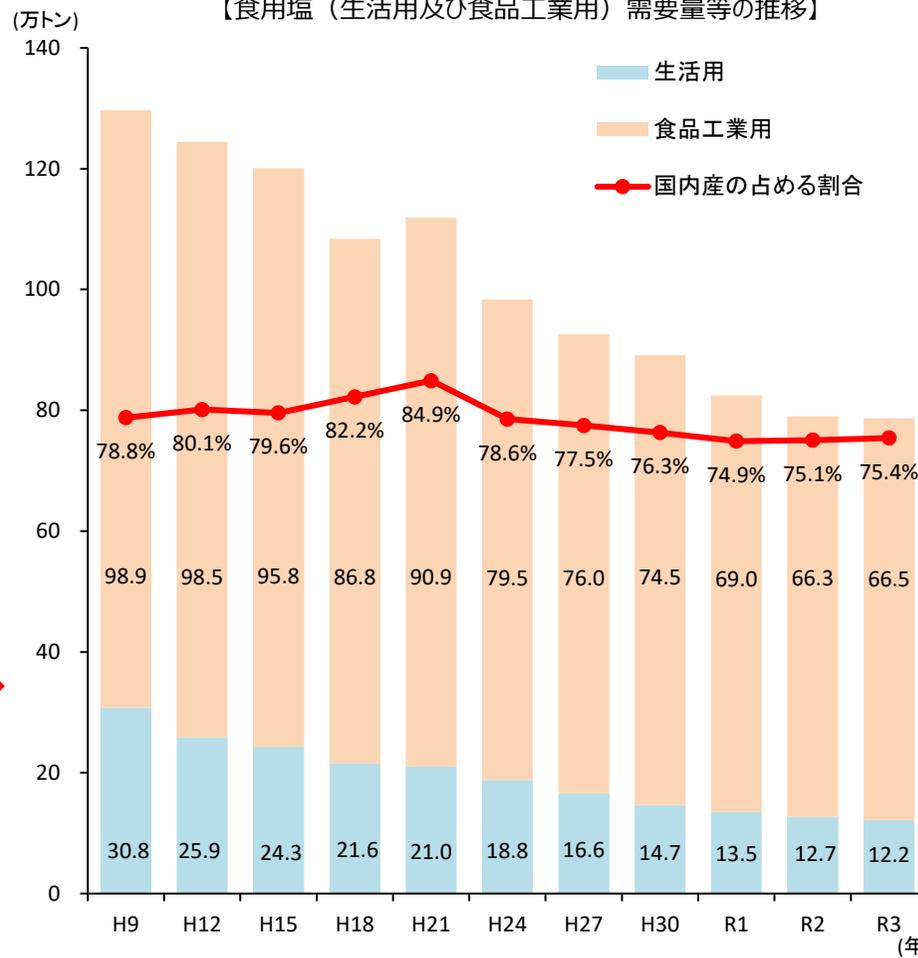
- 塩の需要は、概ね800万トン前後で推移。大半は、ソーダ工業用で需要の約8割。
- 生活用や業務用のうち食用の部分を含めた食用塩の需要は、消費者の減塩志向等により、総じて減少傾向。なお、食用塩における国産塩の自給率は、例年、概ね8割程度で推移。

【令和3年度需要量】

【令和3年度需要量（生活用及び業務用）】



【食用塩（生活用及び食品工業用）需要量等の推移】



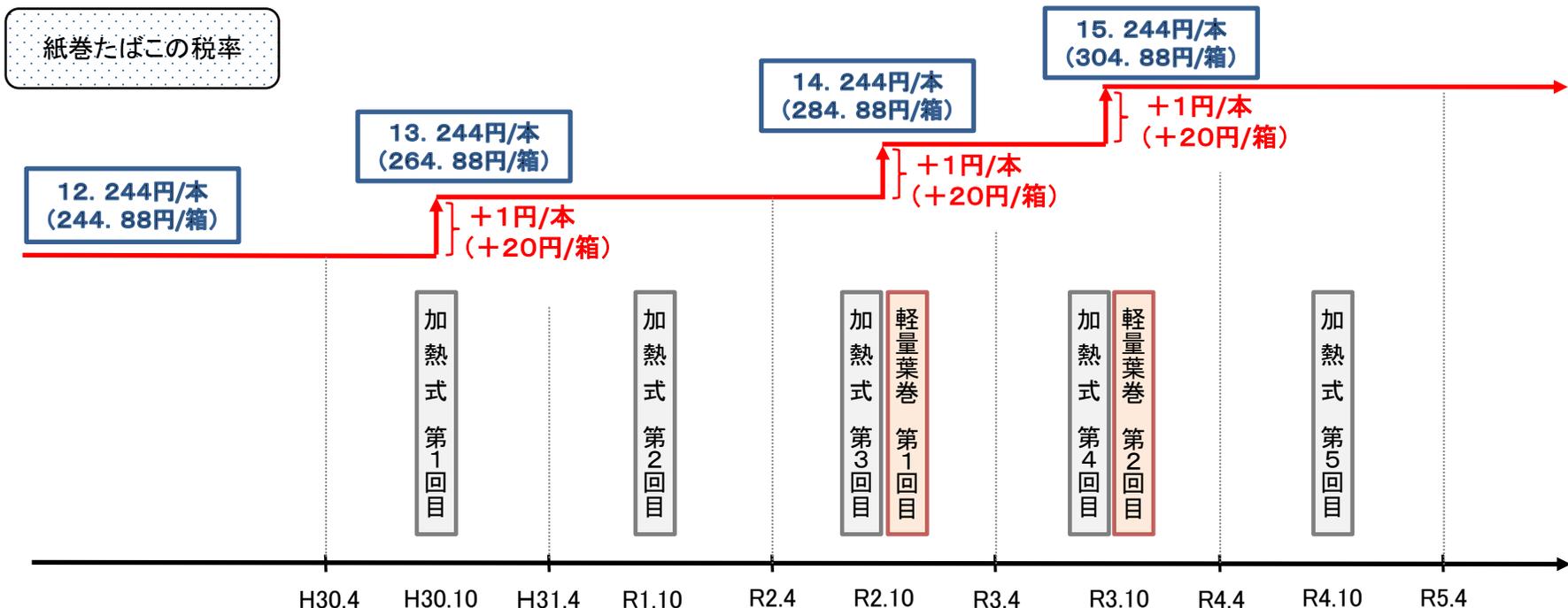
(注) 数値は令和3年度の実績報告に基づき集計した値

# 参考資料

# たばこ税見直しについて

高齢化の進展による社会保障関係費の増加等もあり、引き続き国・地方で厳しい財政事情にあることを踏まえ、財政物資としてのたばこの基本的性格に鑑み、たばこ税の負担水準の見直し等を実施。

- 税率の引上げは、消費者及びたばこ関係事業者の予見可能性を高めるため、3段階で1本当たり1円ずつ、合計3円（1箱60円）の引上げを実施。 H30 改正
- 加熱式たばこや葉巻たばこについて、紙巻たばこと間の税負担水準の適正化を図る観点から、次の見直しを実施。
  - ・ 加熱式たばこの製品特性を踏まえ、課税区分を新設した上で、課税方式を見直し（5段階で実施）。 H30 改正
  - ・ 1本当たり1グラム未満の軽量な葉巻たばこについて、紙巻たばことの類似性を踏まえ、紙巻たばこと同等の税負担となるよう、最低税率を設定（2段階で実施）。 R2 改正



(備考) 上記の税率は、国税であるたばこ税及びたばこ特別税、地方税である道府県たばこ税及び市町村たばこ税の合計額。

# 令和5年度税制改正の大綱（令和4年12月23日閣議決定）（抄）

## Ⅱ 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

我が国の防衛力の抜本的な強化を行うに当たり、歳出・歳入両面から安定的な財源を確保する。税制部分については、令和9年度に向けて複数年かけて段階的に実施することとし、令和9年度において、1兆円強を確保する。具体的には、法人税、所得税及びたばこ税について、以下の措置を講ずる。

① 法人税  
（略）

② 所得税  
（略）

③ たばこ税

3円／1本相当の引上げを、国産葉たばこ農家への影響に十分配慮しつつ、予見可能性を確保した上で、段階的に実施する。

以上の措置の施行時期は、令和6年以降の適切な時期とする。

# 関税及び国際交渉について

- 輸入紙巻たばこの実行関税率は無税（基本税率：8.5%+290.7円/千本、暫定税率：無税）。
- 輸入加熱式たばこの実行関税率は3.4%、輸入精製塩は、0.5円/kg。
- 紙巻たばこ・加熱式たばこ等は韓国やヨーロッパからの、精製塩は中国からの輸入が、それぞれ大宗を占める。
- 貿易自由化の流れが強まる中、CPTPPや日EU・EPA等において、紙巻たばこは無税（即時撤廃）、精製塩も2028年度から撤廃という結果になっている。

## 主なたばこ及び塩の輸出入状況

- 輸入実績（2022年）
  - ・紙巻たばこ：①韓国（146億本、36%）  
②セルビア（100億本、25%）  
③インドネシア（45億本、11%）
  - ・加熱式たばこ等：①イタリア（14,394トン、37%）  
②韓国（10,906トン、28%）  
③ギリシャ（7,351トン、19%）
  - ・精製塩：①中国（91,082トン、85%）  
②オーストラリア（3,987トン、4%）  
③ドイツ（2,603トン、2%）
- 輸出実績（2022年）
  - 紙巻たばこ：①香港（14億本、77%）  
②モンゴル（2億本、11%）  
③中国（0.9億本、5%）

## E P A 交渉等の結果及び現状

- CPTPP（2018年） ※英国加入手続中
  - 紙巻たばこ：即時撤廃
  - 加熱式たばこ、精製塩：2028年度から撤廃
- 日EU（2019年）、日英（2021年）
  - 紙巻たばこ：即時撤廃
  - 加熱式たばこ：2023年度から撤廃
  - 精製塩：2028年度から撤廃
- RCEP（2022年）
  - 紙巻たばこ、加熱式たばこ、精製塩いずれも交渉対象外。
- 日トルコ、日コロンビア、日中韓
  - 交渉中。